令和８年第４回区議会定例会提出予定案件

一　議　　案

１　東京都板橋区旅館業法施行条例の一部を改正する条例
（旅館業に起因する区民の生活環境の悪化を防止するため、周辺住民への事前周知、営業者の遵守事項、指導及び勧告、違反者の公表等に係る規定を設け、宿泊を拒むことができる事由を加える。）

２　東京都板橋区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例
（住宅宿泊事業に起因する区民の生活環境の悪化を防止するため、制限区域の拡大、関係者の責務、周辺住民への事前周知、指導及び勧告、違反者の公表等に係る規定を設けるほか、所要の規定整備をするため、条例の全部を改正する。）

３　東京都板橋区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
（子ども・子育て支援法の改正に伴い、支援給付の対象となる特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定する。）

４　自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を改正する条例
（区営自転車駐車場１か所を廃止することに伴い、代替施設として区営自転車駐車場１か所を設置する。）

５　東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例
（廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料の額並びに区長の指定する施設に粗大ごみを運搬して排出する占有者に係る廃棄物処理手数料の算定方法を改める。）

６　東京都板橋区立学校設置条例の一部を改正する条例
（上板橋第一中学校の位置を変更する。）

７　（仮称）板橋区営南常盤台住宅改築工事請負契約の一部変更について
（変更前金額：22億3，300万円、変更後金額：24億4，049万3，000円、
増加額：2億749万3，000円）

８　板橋公園再整備造園工事請負契約の一部変更について
（変更前金額:9億5,091万9,200円、変更後金額:10億2,270万9,600円、
増加額:7,179万400円）

９　板橋区立志村小学校・志村第四中学校小中一貫型学校改築工事請負契約の一部変更について
（変更前金額:124億2,653万5,000円、変更後金額:133億2,507万円、
増加額:8億9,853万5,000円）

10　板橋区立志村小学校・志村第四中学校小中一貫型学校改築電気設備工事請負契約の一部変更について
（変更前金額:8億6,790万円、変更後金額:9億6,482万1,000円、
増加額:9,692万1,000円）

11　板橋区立赤塚小学校長寿命化改修工事請負契約の一部変更について
（変更前金額:18億9,147万2,000円、変更後金額:19億3,084万1,000円、
増加額:3,936万9,000円）

12　板橋区立上板橋第一中学校改築工事請負契約の一部変更について
（変更前金額:50億1,908万円、変更後金額:57億5,164万7,000円、
増加額:7億3,256万7,000円）

13　板橋区立上板橋第一中学校改築電気設備工事請負契約の一部変更について
（変更前金額:4億9,879万5,000円、変更後金額:5億3,889万円、
増加額:4,009万5,000円）

14　東京都板橋区立企業活性化センターの指定管理者の指定について
（株式会社ツクリエ、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで）

15　東京都板橋区立エコポリスセンターの指定管理者の指定について
（板橋エコみらいプロジェクト、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで）

16　板橋区営自転車駐車場の指定管理者の指定について
（ＮＣＤ・ＪＡＴＲＡ共同事業体、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで）

17　ときわ台駅北口第５自転車駐車場の指定管理者の指定について
（芝園開発株式会社、令和９年３月１日から令和１０年３月３１日まで）

18　東京都板橋区立教育科学館の指定管理者の指定について
（ソニーピーシーエル株式会社、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで）

19　板橋区道の認定及び廃止について
（住民の利用に供するため第２６－００１号線ほか２路線を板橋区道に認定し、及び第１５０号線ほか６路線を廃止する。）

20　反訴の提起について
（事故の相手方による訴えの提起に対し、反訴を提起する。）

議案第１０８号

東京都板橋区賃上げ促進支援金交付条例

上記の議案を東京都板橋区議会会議規則第１２条第１項の規定により提出する。

令和８年１１月２６日

提出者　　板橋区議会議員

五十嵐　やす子

小　柳　しげる

石　川　すみえ

山　内　え　り

荒　川　な　お

いわい　桐　子

小　林　おとみ

東京都板橋区賃上げ促進支援金交付条例

（目的）

第１条　この条例は、人材確保等のために賃上げを行う東京都板橋区内（以下「区内」という。）の中小企業者に対し、賃上げ促進支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、区内の中小企業者の賃上げの加速化を図り、区内経済の好循環につなげていくことを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア　発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業をいう。以下この項において同じ。）が所有している中小企業者

イ　発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者

ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

⑵　賃上げ　中小企業者が雇用する従業員の基本給単価を、賃上げ前後の基本給単価の差額を賃上げ前の基本給単価で除して得た率が３パーセント以上となるように引き上げることをいう。

⑶　基本給単価　中小企業者が雇用する従業員に支払う基本給（労働の対価として支払う賃金から、賞与及び各種手当を除いたものをいう。）を算出するための単価であって、時間、日、週、月又は年を単位とするものをいう。

⑷　役員等　法人の役員及び個人事業主をいう。

（対象事業者）

第３条　支援金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者とする。

⑴　国税及び地方税を滞納していないこと。

⑵　個人事業主にあっては、申請時点で主たる事業所が区内にあること。

⑶　法人にあっては、申請時点で主たる事業所及び本店登記地が区内にあること。

⑷　宗教活動又は政治活動に係る事業を行っていないこと。

⑸　公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を行っていないこと。

⑹　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項から第１０項までに定める営業を行っていないこと。

⑺　個人事業主にあっては、東京都板橋区暴力団排除条例（平成２４年板橋区条例第２８号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこととし、法人にあっては、その役員及び従業員のうちに暴力団員に該当する者がいないこと。

⑻　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員、東京都板橋区暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団関係者と取引関係を有しないこと。

（交付申請）

第４条　支援金の交付を受けようとする中小企業者は、板橋区規則（以下「区規則」という。）で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

（決定の通知）

第５条　区長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類等を審査のうえ、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに支援金の交付を決定するものとする。

２　区長は、支援金の交付を決定したときは、速やかにその決定内容を

区規則で定めるところにより、支援金の交付申請をした中小企業者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第６条　区長は、当該年度の４月１日から１２月１５日までの間に、賃上げ後の基本給単価により算定した最初の賃金を支給した対象事業者に対し、予算の範囲内において支援金を交付する。

２　前項に規定する賃上げの対象となる従業員は、週２０時間以上の勤務を常態としている従業員でなければならない。

３　第１項に規定する賃上げの対象となる従業員は、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく雇用保険の被保険者でなければならない。

４　第１項に規定する賃上げの対象となる従業員には、役員等は含まない。

５　交付を受けた中小企業者は、第１項に規定する賃上げ後の基本給単価を、当該賃上げ後の最初の賃金支給日から起算して１年以上継続しなければならない。

（支援金の額）

第７条　支援金の額は前条第２項から第４項までに規定する従業員１人につき５万円とし、その上限は第３条に定める対象事業者につき５０万円とする。

（交付の制限）

第８条　同一の中小企業者に対する支援金の交付は、１年度に１回を限度とする。

（実績報告）

第９条　交付を受けた中小企業者は、第６条第５項に規定する期間の経過後、区規則で定めるところにより、その実施状況を区長に報告しなければならない。

（交付決定の取消し）

第１０条　区長は、交付を受けた中小企業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を

取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

⑵　第３条に規定する要件に該当しないことが判明したとき。

⑶　第６条第５項の規定に違反したとき。

⑷　前条の規定による報告を行わず、又は虚偽の報告をしたとき。

（支援金の返還）

第１１条　区長は、前条の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財政上の措置等）

第１２条　区長は、この条例の目的を達成するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（委任）

第１３条　この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

区内の中小企業者の賃上げの加速化を図り、区内経済の好循環につなげていく必要があるため。

議案第１０９号

東京都板橋区訪問介護員移動手当支援条例

上記の議案を東京都板橋区議会会議規則第１２条第１項の規定により提出する。

令和８年１１月２６日

提出者　　板橋区議会議員

しいな　ひろみ

五十嵐　やす子

小　柳　しげる

石　川　すみえ

山　内　え　り

荒　川　な　お

いわい　桐　子

小　林　おとみ

東京都板橋区訪問介護員移動手当支援条例

（目的）

第１条　この条例は、訪問介護サービスを担う人材の確保及び定着を促進し、その処遇の改善を図るため、東京都板橋区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）の訪問介護事業所に対し、訪問介護員移動手当支援金を交付することにより、安定的な介護サービス提供体制の確保に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　訪問介護事業所　区内に所在し、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２項に規定する訪問介護を行う事業所をいう。

⑵　訪問介護員　訪問介護事業所に直接雇用され、訪問介護の業務に従事する者（その雇用形態の別を問わない。）をいう。

⑶　訪問　介護給付費及び予防給付費の算定対象となる１回のサービス提供をいう。

（対象となる事業所）

第３条　支援金の交付対象となる事業所（以下「交付対象事業所」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　前条第１号に規定する訪問介護事業所であること。

⑵　暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成２４年板橋区条例第２８号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

⑶　法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者又は構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第２条第２号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者がいないこと。

⑷　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）、介護保険法又はこれらの法律に基づく命令に

違反する事実がないこと。

⑸　国税及び地方税を滞納していないこと。

（対象となる訪問）

第４条　支援金の交付対象となる訪問は、訪問介護員が行う訪問介護のうち、生活援助又は身体介護とし、介護報酬算定の対象となった訪問とする。

（支援金の交付）

第５条　区長は、交付対象事業所に対し、予算で定める額の範囲内において、訪問介護員移動手当支援金を交付する。

２　交付対象事業所は、区から交付を受けた支援金の額を、訪問介護員に対する移動手当として、訪問実績に応じて訪問介護員に支給しなければならない。

（支援金の額）

第６条　支援金の額は、第４条に規定する訪問１回につき１００円を基準として算定する。

２　前項の規定にかかわらず、支援金の額の上限は板橋区規則（以下「区規則」という。）で定める。

（交付申請）

第７条　支援金の交付を受けようとする訪問介護事業所は、区規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

（決定の通知）

第８条　区長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類等を審査のうえ、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに支援金の交付を決定するものとする。

２　区長は、支援金の交付を決定したときは、速やかにその決定内容を区規則で定めるところにより、支援金の交付申請をした訪問介護事業所に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　支援金の交付決定を受けた訪問介護事業所は、区規則で定めるところにより、訪問実績を区長に報告しなければならない。

（支援金の額の確定）

第１０条　区長は、区規則で定めるところにより、交付すべき支援金の額を確定し、支援金の交付決定を受けた訪問介護事業所に通知するものとする。

（決定の取消し）

第１１条　区長は、支援金の交付決定を受けた訪問介護事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

⑵　第３条に規定する要件に該当しないことが判明したとき。

（支援金の返還）

第１２条　区長は、前条の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財政上の措置等）

第１３条　区長は、この条例の目的を達成するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（委任）

第１４条　この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

訪問介護サービスを担う人材の確保及び定着を促進し、その処遇の改善を図るとともに、安定的な介護サービス提供体制を確保するため。

議案第１１０号

東京都板橋区若年単身者向け家賃助成条例

上記の議案を東京都板橋区議会会議規則第１２条第１項の規定により提出する。

令和８年１１月２６日

提出者　　板橋区議会議員

五十嵐　やす子

小　柳　しげる

石　川　すみえ

山　内　え　り

荒　川　な　お

いわい　桐　子

小　林　おとみ

東京都板橋区若年単身者向け家賃助成条例

（目的）

第１条　この条例は、東京都板橋区内（以下「区内」という。）の民間賃貸住宅に居住している若年単身者の家賃負担を軽減することにより、居住の安定を図るとともに、区内への定住を促進し、もって地域の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　若年単身者　基準日において年齢が１８歳以上２５歳以下である者であって、単身世帯に属するものをいう。

⑵　単身世帯　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づく住民票において世帯員が１人である世帯をいう。

⑶　民間賃貸住宅　公営住宅その他板橋区規則（以下「区規則」という。）で定める公的賃貸住宅、社宅・官舎等の給与住宅、専ら短期間の滞在を目的とした住宅及び２親等以内の親族が所有する住宅を除く居住用の賃貸住宅をいう。

⑷　家賃　建物賃貸借契約における月額賃料であって、共益費、管理費その他これらに類する費用を除いたものをいう。

（対象者）

第３条　助成の対象となる者は、基準日において次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　国税及び地方税を滞納していないこと。

⑵　区内の民間賃貸住宅に居住し、かつ、当該住宅の所在地に住民登録をしている若年単身者であること。

⑶　当該民間賃貸住宅の家賃を滞納していないこと。

⑷　家賃が月額８万円以下であること。

⑸　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による住宅扶助その他の保護を受けていないこと。

⑹　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第１項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成１９年法律第１２７号）附則第４条第１項に規定する支援給付を含む。）を受けていないこと。

⑺　生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号）に基づく住居確保給付金を受給していないこと。

⑻　過去にこの条例による助成金の交付を受けたことがないこと。

２　外国人にあっては、前項各号に掲げる要件のほか、継続して区内に居住することが見込まれる者として区規則で定める在留資格を有する者でなければならない。

３　基準日を毎年１０月１日とする。

４　第１項第２号に規定する若年単身者の年齢要件は、基準日において判定するものとし、助成期間中に２５歳を超えたことをもって助成対象者の資格を失うものではない。

（交付申請）

第４条　助成金の交付を受けようとする者は、区規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

（決定の通知）

第５条　区長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類等を審査のうえ、助成金を交付することが適当と認めるときは、速やかに助成金の交付を決定するものとする。

２　区長は、助成金の交付を決定したときは、速やかにその決定内容を区規則で定めるところにより、助成金の交付申請をした者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第６条　区長は、交付決定を受けた者に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

２　助成金の額は月額１万円とする。ただし、家賃の額が１万円未満で

ある場合は、当該家賃の額とする。

（助成期間）

第７条　助成期間は、助成金の交付を開始した月から起算して３年間を限度とする。その間に資格要件を欠いた場合は、資格要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月の前月）までとする。

（実績報告）

第８条　交付を受けた者は、区規則で定めるところにより、区長に対し、当該年度における居住状況その他区長が必要と認める事項を報告しなければならない。

（交付決定の取消し）

第９条　区長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　第３条に規定する要件を欠くに至ったとき。

⑵　偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

⑶　助成対象となっている民間賃貸住宅を居住以外の用途に供したとき。

⑷　前条の規定による報告を行わず、又は虚偽の報告をしたとき。

（助成金の返還）

第１０条　区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（財政上の措置等）

第１１条　区長は、この条例の目的を達成するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（委任）

第１２条　この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

居住の安定及び区内への定住促進を図り、地域の活性化に資するため。